

別表 2

通常業務

※ 通常業務の事務分掌は「御殿場市議会事務局処務規則」「御殿場市監査委員事務局規程」「御殿場市組織及び事務分掌規則」「御殿場市役所支所設置条例施行規則」「御殿場市会計管理者の補助組織に関する規則」「御殿場市教育委員会事務局処務規則」「御殿場市水道事業組織及び事務分掌規程」「御殿場市・小山町広域行政組合事務局組織及び事務分掌規則」「御殿場市・小山町広域行政組合消防本部の組織に関する規則」「御殿場市・小山町広域行政組合消防署の組織に関する規程」により作成しています。

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
秘書課	★ 市長及び副市長の秘書に關すること。	○					
	交際及び儀式に關すること。						○
	褒賞及び表彰に關すること。						○
	表彰審査委員会に關すること。						○
	市長の資産等の公開に關すること。						○
	市長会及び副市長会に關すること。						○
企画課	市政の基本的施策の企画、調査及び調整に關すること。						○
	総合計画に關すること。						○
	総合計画審議会に關すること。						○
	地方創生に關すること。						○
	広域連携に關すること。						○
	行政組織及び事務分掌に關すること。						○
	行政改革に關すること。						○
	行政改革推進審議会に關すること。						○
	行政評価に關すること。						○
	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に關すること。						○
	地価公示に關すること。						○
	特命事項の調査及び調整に關すること。						○
	部内の連絡調整に關すること。						○
未来プロジェクト課	特命による重要施策の戦略的な推進に關すること。						○
	地域公共交通に關すること。						○
	JR御殿場線の利活用に關すること。						○
	まちづくりの官民連携及び民間活力導入についての調査研究に關すること。						○
	主要事業における庁内の横断的連携に關すること。						○
	公共用地の跡地利用に關すること。						○
	新エネルギーに關すること。						○
	エコガーデンシティ構想の推進に關すること。						○
	地方創生等の特区事業に關すること。						○
道の駅の調査研究に關すること。						○	

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
魅力発信課	シティプロモーションに関すること。						○
	★ 広報活動及び広報刊物の発行に関すること。	○					
	市民の世論把握に関すること。	○					
	市勢要覧の発行に関すること。						○
	市政カレンダーの発行に関すること。						○
	市民憲章に関すること。						○
	インターネットのホームページの保守及び管理に関すること。	○					
	★ 報道機関との連絡に関すること。	○					
	施設案内に関すること。						○
	移住定住促進に係る情報発信に関すること。						○
ふるさと納税の促進に関すること。						○	
情報政策課	情報や通信の技術を利用した業務の最適化計画に関すること。						○
	情報システムの調達、開発作業の審査及び管理に関すること。						○
	情報セキュリティ監査に関すること。	○					
	★ 電子計算組織の管理及び運営に関すること（他課の管理及び運営に属するものを除く。）。	○					
	庁内ネットワークの管理及び運営並びにセキュリティ対策に関すること。	○					
	パーソナルコンピュータに係る指導及び助言に関すること。	○					
	情報化推進委員会に関すること。						○
	番号制度に関すること。			○			
	各種統計に関すること。				○		
統計資料の分析、収集及び整理に関すること。						○	
演習場渉外課	演習場に関連する総合対策、連絡調整及び渉外に関すること。		○				
	演習場使用協定に関すること。						○
	東富士演習場地域協議会に関すること。						○
	東富士演習場土地契約問題協議会に関すること。						○
	全国基地協議会に関すること。						○
	防衛施設周辺整備全国協議会に関すること。						○
	東富士演習場対策委員会に関すること。						○

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
総務課	部課の連絡に関すること。	○					
	支所及び御殿場地域振興センターに関すること。	○					
	財産区に関すること。						○
	行政区域に関すること。						○
	教育委員会及び監査委員との連絡調整に関すること。						○
	選挙管理委員会に関すること。						○
	消防団員等公務災害補償審査会に関すること。						○
	消防団に関すること。	○					
	御殿場市・小山町広域行政組合との連絡調整に関すること。	○					
	芦湖水利組合に関すること。						○
	行政事務の管理及び改善に関すること。						○
	職員提案に関すること。						○
	権限移譲及び規制改革に関すること。						○
	公文書公開及び個人情報保護に関すること。					○	
	行政不服審査会に関すること。					○	
	文書事務の管理統制に関すること。			○			
	文書の收受、発送及び保存に関すること。			○			
	印刷に関すること。	○					
	議会に関すること。				○		
	議会の議決に伴う告示（予算、決算及び財政健全化の公表、指定管理者の指定並びに町又は字の区域の設定に係るものに限る。）に関すること。						○
	条例、規則等の制定改廃に関すること。						○
	例規の審査に関すること。						○
	例規集に関すること。						○
	公告式及び訓令に関すること。						○
	公印の保管に関すること。	○					
	公平委員会に関すること。						○
	顧問弁護士に関すること。						○
	訴訟、和解及び不服申立てに関すること。						○
	庁用自動車の事故審査に関すること。						○
	庁用自動車の安全運行に関すること。	○					
	町又は字の区域の設定（民間開発に係るものに限る。）に関すること。						○
自衛官募集に関すること。						○	
私立高等学校に関すること。						○	
★ 他の部課の所管に属さない事項に関すること。	○						
部内の連絡調整に関すること。	○						

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
人事課	職員の採用に関する事。						○
	職員の任免、賞罰、服務及び身分に関する事。		○				
	人事評価に関する事。						○
	職員団体に関する事。						○
	議会への人事案件提出に関する事。						○
	職員の研修に関する事。						○
	職員の定員管理に関する事。						○
	職員の給与に関する事。		○				
	報酬及び臨時職員の賃金に関する事。		○				
	特別職報酬等審議会に関する事。						○
	職員の福利厚生に関する事。						○
	★ 職員の保健衛生に関する事。	○					
	★ 職員等の公務災害補償等に関する事。	○					
	★ 非常勤職員の公務災害補償等に関する事。	○					
	非常勤職員公務災害補償認定委員会に関する事。					○	
	非常勤職員公務災害補償審査会に関する事。					○	
財政課	市町村職員共済組合に関する事。				○		
	職員互助会に関する事。						○
	予算の編成及び執行の総括に関する事。				○		
	財政に係る調整及び分析調査に関する事。						○
	地方交付税に関する事。						○
	地方譲与税、利子割交付金等に関する事。						○
	市債及び一時借入金に関する事。		○				
	市財政事情の公表に関する事。						○
補助金に関する事。						○	
各種基金の管理運営に関する事。				○			

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
管財課	市有財産の総括的調整に関する事。						○
	固定資産台帳等に関する事。						○
	普通財産の管理取得及び処分に関する事。						○
	市有林の管理に関する事。						○
	庁舎の維持管理に関する事。	○					
	★ 庁用自動車の管理に関する事。	○					
	市有財産の保険及び共済に関する事。					○	
	工事請負契約に関する事。				○		
	委託契約に関する事。					○	
	備品台帳に関する事。						○
	★ 物品等の購入、修繕及び検査に関する事。	○					
	市有財産への広告掲載に関する事。						○
	指定管理者制度及びPFI事業に関する事。						○
	土地開発公社に関する事。						○
	工事の検査及び査察に関する事。						○
	設計VE検討委員会に関する事。						○
	工事関係の通達、通知等に関する事。						○
	設計積算システム及び工事事務管理システムに関する事。						○
税務課	税務の証明に関する事。				○		○
	★ 原動機付自転車の標識交付及び軽自動車税の賦課に関する事。			○			
	市たばこ税の賦課に関する事。						○
	入湯税の賦課に関する事。						○
	市税の収納に関する事。				○		
	市税（国民健康保険税を除く。）の過誤納金に関する事。						○
	市税の滞納整理及び滞納処分に関する事。						○
	市税の交付要求に関する事。						○
	市税（国民健康保険税を除く。）の欠損処分に関する事。						○
	税務の相談及び納税奨励に関する事。				○		
	納税推進協議会に関する事。						○
	固定資産評価審査委員会に関する事。						○
	市税の口座振替に関する事。					○	
	税務統計に関する事。						○
	自動車臨時運行の許可に関する事。			○			
他の課に属さない税に関する事。						○	

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
課税課	市民税の賦課に関する事。					○	
	★ 固定資産税の評価及び賦課に関する事。					○	
	都市計画税の賦課に関する事。					○	
	特別土地保有税に関する事。						○
	国有資産等所在市町村交付金に関する事。						○
市民課	★ 戸籍に関する事。	○					
	★ 住民基本台帳に関する事。				○		
	★ 印鑑の登録及び証明に関する事。				○		
	身分証明に関する事。						○
	★ 埋火葬及び改葬の許可に関する事。	○埋葬					○改葬
	死産の届出に関する事。	○					
	外国人住民の届出に関する事。				○		
	人口動態調査に関する事。						○
	相続税法（昭和25年法律第73号）第58条に関する事。						○
	住居表示審議会に関する事。						○
	住居表示に関する事。				○		
	市税の諸証明に関する事。						○
	旅券発給事務に関する事。						○
	個人番号カード及び通知カードに関する事。						○
駅前サービスセンターに関する事。				○			
部内の連絡調整に関する事。	○						

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
くらしの安全課	★ 市民相談に関すること。	○					
	行政相談委員に関すること。				○		
	人権擁護委員に関すること。					○	
	★ 消費者の保護及び育成に関すること。			○			
	消費生活センターに関すること。				○		
	防犯対策に関する調査、研究及び計画に関すること。						○
	防犯まちづくり推進会議に関すること。						○
	防犯施設（他の課に属するものを除く。）の整備及び管理に関すること。						○
	御殿場市・小山町暴力追放推進協議会に関すること。						○
	交通安全対策に関する調査、研究及び計画に関すること。						○
	交通安全対策会議に関すること。						○
	交通安全対策委員会に関すること。						○
	交通安全思想の普及に関すること。						○
	各区交通安全会に関すること。						○
	★ 交通指導員に関すること。			○			
	駿東地区交通災害共済組合に関すること。						○
国保年金課	★ 国民健康保険に関すること。			○			
	国民健康保険税の賦課に関すること。						○
	国民健康保険税の過誤納金に関すること。						○
	国民健康保険税の欠損処分に関すること。						○
	国民健康保険特別会計に関すること。						○
	国民健康保険運営協議会に関すること。						○
	★ 後期高齢者医療制度に関すること。			○			
	老人保健に関すること。						○
	介護納付金に関すること。						○
	後期高齢者医療特別会計に関すること。						○
	基礎年金及び福祉年金の請求に関すること。						○
	国民年金の資格得喪に関すること。						○
	国民年金保険料の免除に関すること。						○
国民年金被保険者記録の報告に関すること。						○	
国民年金の相談に関すること。						○	

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発 災 当 日	翌 日	3 日 以 内	1 週 間 以 内	2 週 間 以 内	1 ヶ 月 以 内
市民協働課	区との連携調整及び市区長会に関する事。			○			
	市民協働型まちづくり推進に関する事。						○
	市民協働型まちづくり推進協議会に関する事。						○
	★ ボランティア活動に関する事。	○					
	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に関する事。						○
	自治会の法人化に関する事。						○
	生活改善運動推進協議会に関する事。						○
	地区集会施設に関する事。	○					
	地区広場等に関する事。	○					
	地区振興施設に関する事。	○					
	男女共同参画に関する事。						○
	男女共同参画会議に関する事。						○
	★ 国際交流に関する事。			○			

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
社会福祉課	地域福祉の推進に関する事。						○
	社会福祉思想の普及及び啓発に関する事。						○
	社会福祉法人の指導監督に関する事						○
	社会福祉事業団体の運営指導に関する事。						○
	民生委員・児童委員に関する事。		○				
	民生委員推薦会に関する事。						○
	旧軍人恩給に関する事。						○
	旧軍人等の叙位及び叙勲に関する事。						○
	戦傷病者戦没者遺族等の援護に関する事。						○
	日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）及び献血に関する事。						○
	更生保護に関する事。						○
	★ 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関する事。	○					
	無職証明に関する事。						○
	生活保護法（昭和25年法律第144号）に関する事。					○	
	中国残留邦人等に対する支援給付に関する事。					○	
	行旅病人及び行旅死亡人に関する事。					○	
	身体障害者（児）福祉に関する事。						○
	知的障害者（児）福祉に関する事。						○
	精神障害者福祉に関する事。						○
	障害支援区分判定審査会に関する事。						○
	障害者の医療費助成に関する事。						○
	援護金の支給に関する事。						○
	心身障害者扶養共済に関する事。						○
	特別障害者手当等に関する事。						○
	特別児童扶養手当に関する事。						○
	福祉有償運送運営協議会に関する事。						○
	障害者自立支援協議会に関する事。						○
	市民交流センターに関する事。						○
部内の連絡調整に関する事。	○						

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に関する事						○
	児童手当に関する事						○
	児童扶養手当に関する事						○
	放課後児童健全育成事業に関する事						○
	子ども医療費助成に関する事						○
	少子化対策に関する事						○
	次世代育成支援対策事業に関する事						○
	家庭児童相談室に関する事				○		
	児童虐待に関する事	○					
	子育て相談に関する事						○
	要保護女子の指導及び更生に関する事						○
	配偶者等からの暴力被害者の保護等に関する事	○					
	要保護児童対策地域協議会に関する事						○
	交通遺児に関する事						○
	児童遊園に関する事						○
	ひとり親家庭に関する事						○
	障害児通所支援及び障害児相談支援に関する事						○
	未熟児養育医療に関する事						○
	その他児童福祉及び母子福祉に関する事						○
	子ども家庭センターに関する事						○
地域子育て支援に関する事						○	
ファミリー・サポート・センター事業に関する事						○	
発達相談センターに関する事						○	

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
保育幼稚園課	保育所及び認定こども園の設置に関する事。						○
	保育所、認定こども園及び市立幼稚園との連絡調整に関する事。						○
	保育の必要性の認定等に関する事。						○
	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する事。						○
	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する事。						○
	日本スポーツ振興センターの災害共済（保育所及び認定こども園に係るものに限る。）に関する事						○
	保育所及び認定こども園の給食に関する事。						○
	保育所及び認定こども園の園児及び保護者等の栄養指導に関する事。						○
	保育所及び認定こども園の園児及び保護者等の保健衛生に関する事。						○
	障害児等保育の実施審査委員会に関する事。						○
	子ども・子育て支援事業計画に関する事。						○
	子ども・子育て会議に関する事。						○
	子どものための教育・保育給付に関する事。						○
	地域子ども・子育て支援事業に関する事。						○
	保育所等補助金に関する事。						○
	私立幼稚園に関する事						○
	市立保育所、市立認定こども園及び市立幼稚園の維持管理に関する事。						○
	家庭的保育事業等の認可に関する事。						○
	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関する事。						○
	幼児教育・保育施設整備基本構想に関する事。						○
保育所等整備計画に関する事。						○	
その他幼児の教育及び保育の実施に関する事。						○	

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
介護福祉課	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に関すること。		○				
	高齢者福祉に関すること。		○				
	シルバーワークプラザに関すること。						○
	老人ホーム入所判定委員会に関すること。						○
	介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。						○
	介護サービス事業者の指定及び運営に対する指導に関すること。						○
	介護保険に関すること。						○
	介護保険料の賦課及び収納に関すること。						○
	介護保険料の過誤納金に関すること。						○
	介護保険料の滞納整理及び滞納処分に関すること。						○
	介護保険料の交付要求に関すること。						○
	介護保険料の欠損処分に関すること。						○
	介護保険特別会計に関すること。						○
	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。						○
	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会に関すること。						○
	介護認定審査会に関すること。						○
	介護保険運営協議会に関すること。						○
地域包括支援センター運営協議会に関すること。						○	
地域密着型サービス運営委員会に関すること。						○	
健康推進課	保健衛生思想の普及及び啓発に関すること。		○				
	健康づくりに関すること。				○		
	健康相談に関すること。		○				
	母子保健に関すること。				○		
	感染症予防に関すること。		○				
	予防接種に関すること。				○		
	成人保健に関すること。				○		
	食育の推進に関すること						○
	健康づくり推進協議会に関すること。						○
	予防接種健康被害調査委員会に関すること。						○
	保健センターに関すること。	○					
検診車の管理及び運営に関すること。						○	
救急医療課	救急医療に関すること。						○
	救急医療センターに関すること。						○
	救急医療センター運営委員会に関すること。						○
	医療体制の企画、調査及び整備に関すること。						○

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
環境課	環境保全に関すること。			○			
	環境審議会に関すること。						○
	地球温暖化対策に関すること。						○
	自然保護に関すること。					○	
	鳥獣保護、捕獲許可及び飼養の登録に関すること。					○	
	地下水に関すること。			○			
	富士山基金に関すること。						○
	公害に関すること。			○			
	水質保全協議会に関すること。					○	
	一般廃棄物の減量、再利用の計画に関すること。						○
	一般廃棄物の処理計画に関すること。						○
	ごみ減量等推進審議会に関すること。						○
	ごみ減量等推進員に関すること。					○	
	一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に関すること。			○			
	事業系廃棄物の排出指導に関すること。						○
	その他廃棄物に関すること。			○			
	火葬場、ごみ処理場及びし尿処理場に係る御殿場市・小山町広域行政組合との連絡調整に関すること。						○
	環境衛生自治推進協会に関すること。						○
	★ 公衆衛生に関すること。			○			
	犬の登録及び狂犬病予防に関すること。				○		
地域猫活動の支援に関すること。						○	
墓地に関すること。						○	
部内の連絡調整に関すること。						○	
リサイクル推進課	★ 一般廃棄物の収集及び処分に関すること。		○				
	特定資源物の収集及び再資源化に関すること。				○		
	廃棄物処理手数料に関すること（指定袋による一般廃棄物の廃棄物処理手数料は除く。）。						○
	リサイクルセンターに関すること。（H29.9末で業務終了）						
	最終処分場に関すること。	○					
	粗大廃棄物処理場に関すること。（H29.9末で業務終了）						
	廃棄物の不法投棄の監視及び指導に関すること。					○	
	集積所の清潔保持及びごみ出し等の指導に関すること。						○
	へい死動物の処理に関すること。	○					
環境美化奨励金に関すること。						○	

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
上水道課	基本計画に関すること。						○
	公印の保管に関すること。	○					
	例規に関すること。						○
	予算及び決算に関すること。			○			
	資産の取得、管理及び処分に関すること。						○
	現金、有価証券の出納及び保管に関すること。	○					
	起債、借入金及び資金計画に関すること。						○
	契約に関すること。						○
	指定給水装置工事事業者の指定に関すること。						○
	文書の收受に関すること。		○				
	水道事業審議会に関すること。						○
	水道統計に関すること。						○
	水道料金等に関すること。						○
	水道使用量の検針及び認定に関すること。						○
	給水の開始、休止、変更及び廃止に関すること。				○		
	水道関係の証明に関すること。						○
	水道庁舎の維持管理に関すること。	○					
	水道関係の広報に関すること。	○					
	水道施設の拡張改良工事の設計及び施工監督に関すること。						○
	水道施設の道路、河川等の占用に関すること。						○
	水源及び配水池の維持管理に関すること。	○					
	原水の滅菌及び水質検査に関すること。	○					
	取水量、送水量及び配水量の調整に関すること。	○					
	導水、送水及び配水施設の維持管理に関すること。	○					
	給水工事の受付及び予納金に関すること。				○		
	給水工事の設計審査及び完成検査に関すること。					○	
	貯蔵品の管理に関すること。	○					
	指定給水装置工事事業者の指導に関すること。	○					
	配管台帳に関すること。						○
	量水器の取替えに関すること。						○
簡易水道料金等に関すること。						○	
簡易水道の使用開始及び休止等の届出並びに証明に関すること。				○			
簡易水道特別会計に関すること。			○				
その他簡易水道（施設及び工事関係を除く。）に関すること。						○	
簡易水道の給水及び配水装置の維持管理に関すること。	○						
簡易水道の給水及び配水工事に関すること。						○	
専用水道及び簡易専用水道に関すること	○						

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
下水道課	下水道の調査、研究及び計画に関すること。						○
	公共下水道審議会に関すること。						○
	公共下水道事業特別会計に関すること。					○	
	下水道使用料に関すること。				○		
	下水道事業受益者負担金に関すること。						○
	下水道の普及に関すること。						○
	排水施設に関すること。			○			
	排水設備指定工事店に関すること。						○
	下水道台帳に関すること。		○				
	下水道の処理区の事業認可申請に関すること。						○
	下水道の設計、工事及び監督に関すること。						○
	下水道施設の維持管理に関すること。	○					
	終末処理場の建設に関すること。						○
	御殿場浄化センターに関すること。	○					
	下水道の水質に関すること。	○					
	農業集落排水に関すること。	○					
	富士見原住宅団地コミュニティプラントに関すること。	○					
	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第5条第1項に基づく届出に関すること。						○
	公設浄化槽事業特別会計に関すること。						○
	公設浄化槽分担金等に関すること。						○
公設浄化槽使用料に関すること。						○	
公設浄化槽の設計、工事及び監督に関すること。						○	
公設浄化槽の維持管理に関すること。						○	
浄化槽の普及に関すること。						○	
国土調査課	地籍調査事業の計画及び実施に関すること。						○
	地籍調査事業の成果の管理に関すること。						○
	国土調査法（昭和26年法律第180号）による成果等の証明に関すること。						○
	街区基準点の管理保全に関すること。						○
	街区基準点の使用承認に関すること。						○

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
農政課	農業委員会に関すること。						○
	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく許認可等に関すること。						○
	農業施策の企画、調査及び調整に関すること。						○
	農業、水産事業等の調査に関すること。			○			
	農業経営基盤の強化及び促進に関すること。						○
	農業就業対策に関すること。						○
	農業振興地域整備計画に関すること。						○
	農業振興地域整備促進協議会に関すること。						○
	農業制度金融に関すること。						○
	農業行政協力員に関すること。				○		
	国有農地に関すること。						○
	農用地の利用及び集積集約に関すること。						○
	農畜産物の振興及び流通改善に関すること。						○
	農業改良普及に関すること。						○
	農業近代化事業に関すること。						○
	米の生産調整に関すること。						○
	園芸及び特用作物の振興に関すること。						○
	主要農作物種子に関すること。						○
	農機具、肥料及び資材に関すること。						○
	農作物の病害虫防除に関すること。						○
	主要食糧の消費拡大に関すること。						○
	★ 農作物の災害及び被害に関すること。			○			
	★ 種畜改良及び家畜防疫に関すること。	○					
死亡獣畜の処理及び取扱場設置等に関すること。		○					
たくみの郷に関すること。		○					
部内の連絡調整に関すること。	○						

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
農林整備課	林業施策の企画、調査及び調整に関すること。						○
	林業の就業対策に関すること。						○
	林業整備計画に関すること。						○
	林業の振興に関すること。						○
	保安林に関すること。						○
	森林の伐採に関すること。						○
	★ 森林火災及び予防に関すること。	○					
	森林の病害虫防除に関すること。						○
	★ 森林公園に関すること。	○					
	森林組合に関すること。						○
	鳥獣被害対策に関すること。						○
	土地改良に関すること。						○
	農業及び林業に係る土木工事に関すること。						○
	農道及び林道に関すること。				○		
	治山治水に関すること。						○
	演習場内緑地帯事業に関すること。						○
	東富士演習場周辺農業整備推進協議会に関すること。						○
	農業用深井戸に関すること。						○
	農林業施設等災害の調査及び復旧に関すること。				○		
ほ場整備事業に関すること。					○		
商工振興課	商業の振興に関すること。						○
	工業の振興に関すること。						○
	企業立地に関すること。						○
	工場立地法（昭和34年法律第24号）に関すること。						○
	労働対策に関すること。						○
	度量衡に関すること。						○
	鉱業に関すること。						○
	工場及び研究所等における省資源及び省エネルギーに関すること。						○
	駅南駐車場に関すること。		○				
	電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づく電気用品販売業者への立入検査等に関すること。					○	
	駿東地域職業訓練センターに関すること。		○				

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
観光交流課	観光資源の開発、調査及び振興に関すること。						○
	観光宣伝及び紹介に関すること。						○
	観光施設の保全管理に関すること。						○
	富士山を生かした観光施策の推進に関すること						○
	山岳遭難防止に関すること。						○
	富士山駐車場及び乙女駐車場に関すること。		○				
	温泉に関すること。		○				
	温泉審議会に関すること。						○
	温泉会館に関すること。		○				
	富士山交流センターに関すること。		○				
スポーツ交流課	スポーツ活動の推進及びレクリエーションの指導、助言に関すること。						○
	各種スポーツに係る事業の総括的推進に関すること。						○
	スポーツ推進計画に関すること。						○
	スポーツ指導者の養成及び研修に関すること。						○
	スポーツ団体の養成及び連携に関すること。						○
	スポーツ振興審議会に関すること。						○
	スポーツ推進委員に関すること。						○
	スポーツツーリズムに関すること。						○
	総合体育施設に関すること。	○					
	馬術・スポーツセンターに関すること。	○					
	学校等体育施設夜間開放に関すること。						○

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
都市計画課	都市計画の調査、研究及び計画に関すること。						○
	都市計画事業の計画、立案及び事業化に関すること。						○
	都市計画審議会に関すること。						○
	農住組合に関すること。						○
	バリアフリーに関すること。						○
	土地利用事業の指導に関すること。					○	
	開発行為等都市計画法（昭和43年法律第100号）の許認可に関すること。					○	
	土の採取等に関すること。					○	
	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に関すること。						○
	路外駐車場の届出に関すること。						○
	流通業務地区内の建築許可等に関すること。					○	
	景観の調査、研究及び調整に関すること。						○
	屋外広告物に関すること。						○
	良好な景観等の保全及び形成の推進に関すること。						○
	景観評価委員会に関すること。						○
部内の連絡調整に関すること。	○						
都市整備課	市街地整備の調査、研究及び計画に関すること。						○
	市街地環境整備の啓発及び指導に関すること。						○
	市街地再開発に関すること。						○
	都市再開発法（昭和44年法律第38号）に関すること。						○
	都市計画道路の整備に関すること。						○
	中心市街地の整備に関すること。						○
	工業用地の整備に関すること。						○
	市街化調整区域既存集落内での宅地整備に関すること。						○
	中心市街地活性化基本計画に関すること。						○
	御殿場市自転車駐車場に関すること。	○					
	御殿場駅富士山口広場及び御殿場駅箱根乙女口広場（公衆トイレを含む。）に関すること。	○					
	御殿場駅東西自由通路に関すること。	○					
	南御殿場駅前広場及び富士岡駅前広場（公衆トイレを含む。）に関すること。		○				
土地区画整理事業に関すること。						○	
公園緑地課	公園緑地の調査、研究及び計画に関すること。						○
	都市公園に関すること。				○		
	開発行為による公園及び緑地に関すること。						○
	緑化推進に関すること。						○
	グリーンバンク事業に関すること。						○

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
建築住宅課	市営住宅の建築計画及び建設に関すること。						○
	市営住宅審議会に関すること。						○
	市営住宅の維持管理及び運営に関すること。		○				
	住宅施策に関すること。						○
	建築審議会に関すること。						○
	空き家に関すること。						○
	他の部課の建築技術に係る助言に関すること。				○		
	建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認、検査及び指導に関すること。					○	
	法令等に基づく建築行政及び進達に関すること。				○		
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建築物に係る届出に関すること。						○
	建築相談に関すること。				○		
	建築基準法に基づく道路に関すること。						○
	建築物等の地震対策に関すること。	○					
	建築関係法令に基づく認定等に関すること。					○	
	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可等に関すること。				○		
	公共用建築物の工事にに関すること。						○
	公共建築物の設計監督に関すること。						○
公共建築物の修繕の技術に関すること。						○	
道路河川課	道路及び河川（都市下水路を含む。）の整備計画に関すること。						○
	道路及び河川の調査及び用地測量に関すること。						○
	道路及び河川用地の取得及び物件補償に関すること。						○
	道路及び河川の改良に係る測量、設計及び施工管理に関すること。				○		
	登記に関すること。					○	
	建設工事の設計積算に要する標準単価、歩掛り等に関すること。				○		
	道路及び河川の整備に係る補助事業に関すること。						○
	国、県管理の道路及び河川の整備促進に関すること						○
	交通安全施設に関すること。				○		
	交通安全施設に係る用地取得及び物件補償に関すること。						○
	生活道路の整備に関すること。						○
	新東名高速道路建設事業に関すること。						○
	新東名高速道路に関連する道路整備に関すること。						○
	公共事業用代替地登録制度に関すること。						○
	国道469号（富士南麓道路）建設促進期成同盟会に関すること。						○
東名・中央連絡道路の建設促進に関すること。						○	
スマートインターチェンジに関すること。						○	

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
管理維持課	道路の認定、廃止、変更、区域の決定及び供用開始に関すること。						○
	道路及び河川の境界立会いに関すること。					○	
	道路敷及び河川敷の譲与申請に関すること。						○
	道路台帳及び河川台帳に関すること。						○
	道路及び河川の占用に関すること。			○			
	道路及び河川の管理に関すること。		○				
	国土交通省所管の国有財産の事務に関すること。					○	
	道路承認及び河川許可工事の審査及び検査に関すること。					○	
	建設リサイクル法に基づく土木物に係る届出に関すること。			○			
	道路及び河川の維持修繕に関すること。			○			
	道路及び河川の修繕に係る測量、設計及び施工管理に関すること。			○			
	交通安全施設の施工管理及び補修に関すること。			○			
	★ 土木災害に関すること。	○					
	車両制限の運用に関すること。			○			
私道整備助成に関すること。						○	
危機管理課	自主防災組織の育成に関すること。						○
	防災会議に関すること。	○					
	地震その他災害対策に関すること。	○					
	水防に関すること。	○					
	水防協議会に関すること。	○					
	防災行政無線に関すること。	○					
	武力攻撃事態等における国民の保護に関すること。	○					
	国民保護協議会に関すること。	○					
その他危機管理に関すること。	○						
御殿場地域振興センター	所管地区内の地域振興に関すること。						○
	所管地区内の生涯学習の推進に関すること。						○
	所管地区内の地域福祉の推進に関すること。						○
	所管地区内の区等との連絡調整に関すること。	○					
	所管地区内の地震及びその他の災害の対策等の連絡調整に関すること。	○					
	財産区に関すること。						○
	演習場に関する調査及び連絡調整に関すること。						○
	林業会館に関すること。	○					
その他市長が特に必要と認めた事項に関すること。							

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
支所	戸籍に関すること。	○					
	住民基本台帳に関すること。				○		
	印鑑の登録及び証明に関すること。				○		
	埋火葬及び改葬の許可に関すること。	○埋葬					○改葬
	国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療の資格得喪に関すること。						○
	国民健康保険の出産育児一時金及び葬祭費の支給に関すること。		○				
	市税の諸証明に関すること。						○
	児童手当申請書の受付に関すること。						○
	日本赤十字社に関すること。						○
	駿東地区交通災害共済加入申込みの受付に関すること。						○
	防災行政無線戸別受信機の設置申請書の受付に関すること。						○
	旧土地台帳、旧副図の保管、閲覧及び証明に関すること。						○
	演習場に関連する調査、連絡及び調整に関すること。	○					
	所管区域内の地域振興に関すること。						○
	所管地域内の生涯学習の推進に関すること。						○
	所管地域内の地域福祉の推進に関すること。						○
	所管区域内の区等との連絡調整に関すること。	○					
	所管区域内の地震その他の災害の対策等の連絡調整に関すること。	○					
	財産区に関すること（富士岡支所を除く。）。				○		
	支所及び会館の維持管理に関すること。	○					
文書の使送に関すること。			○				
その他市長が特に認めた事項に関すること。						○	
会計課	支出負担行為の確認に関すること。				○		
	物品の出納保管（備品を除く。）に関すること。				○		
	県証紙の出納保管及び売りさばきに関すること。						○
	現金の記録管理に関すること。	○					
	有価証券の出納保管に関すること。	○					
	小切手の振出しに関すること。	○					
	現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納保管に関すること。	○					
	指定金融機関に関すること。	○					
	決算の作成に関すること。						
	機関委任に係る現金の出納保管に関すること。	○					
会計課の庶務に関すること。	○						

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
教育総務課	総合教育会議及び教育委員会の会議に関する事。						○
	教育行政の企画調整に関する事。						○
	教育委員会の規則、規程等の制定又は改廃に関する事。						○
	公印の保管に関する事。						○
	公告式に関する事。						○
	表彰その他栄典に関する事。						○
	文書の收受、発送及び保管に関する事。						○
	教育委員会職員（県費負担職員を除く。）の任免、服務、給与及び福利厚生に関する事。						○
	教育統計及び調査に関する事。						○
	広報に関する事（市立幼稚園に関する事を除く。）。			○			
	渉外に関する事。						○
	予算経理に関する事（市立幼稚園に関する事（人件費及び臨時職員雇用経費に係るものを除く。）を除く。）。						○
	特別支援教育その他設備の整備に関する事（市立幼稚園に関する事を除く。）。						○
	学校その他教育機関の設置及び廃止に関する事。						○
	市立学校設置審議会に関する事。						○
	教育委員会の自己点検及び評価に関する事。						○
	学校等の建設計画に関する事（市立幼稚園に関する事を除く。）。						○
	教育財産の維持及び管理に関する事（市立幼稚園に関する事を除く。）。					○	
	地区体育施設及び児童屋内体育施設に関する事。						○
	教育委員会の所管する建設事業の総合調整に関する事（市立幼稚園に関する事を除く。）。						○
	教育委員会の所管する建設事業に係る用地の取得及び物件補償に関する事（市立幼稚園に関する事を除く。）。						○
	教育委員会の所管する建設工事の調査、設計、監督及び施工に関する事（市立幼稚園に関する事を除く。）。						○
	教育委員会の所管する建設事業の補助金等に関する事（市立幼稚園に関する事を除く。）。						○
	教育委員会の所管する施設の修繕に関する事（市立幼稚園に関する事を除く。）。		○				
	市育英奨学に関する事。						○
	園児の就学に関する事。						○
公文書公開に関する事。						○	
事務局内の連絡調整に関する事。			○				
その他他課に属しない事項						○	

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
学校教育課	教職員の人事、服務及び給与に関すること。				○		
	教職員の保健厚生及び福利に関すること。				○		
	児童及び生徒の就学、転学及び退学に関すること。		○				
	学齢簿に関すること。			○			
	通学区域の設定及び改廃に関すること。						○
	学校基本調査等に関すること。				○		
	学校教育の現状調査及び分析に関すること。						○
	児童及び生徒の就学援助に関すること。			○			
	学校の日本スポーツ振興センターの災害共済に関すること。		○				
	学校関係団体に関すること。				○		
	学校の組織編成に関すること。		○				
	教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。				○		
	特別支援教育に関すること。			○			
	就学支援委員会に関すること。				○		
	就園支援委員会に関すること。				○		
	市立学校結核対策委員会に関すること。				○		
	教科用図書その他指導書の取扱いに関すること。				○		
	教職員の研修に関すること。						○
	園児、児童及び生徒の安全、厚生及び福利に関すること。	○					
	幼児教育に関すること。	○					
学校の保健及び環境衛生に関すること。		○					
その他学校教育に関すること。							

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
社会教育課	社会教育委員会に関すること。						○
	生涯学習の推進に関すること。						○
	成人教育に関すること。						○
	青少年活動推進委員会に関すること。						○
	青少年教育に関すること。						○
	青少年問題協議会に関すること。						○
	青少年対策に関すること。						○
	青少年センターの運営に関すること。						○
	放課後子どもプラン運営委員会に関すること。						○
	芸術・文化の振興に関すること。						○
	視聴覚教育に関すること。						○
	文化財審議会に関すること。						○
	文化財保護に関すること。				○		
	社会教育の調整及び研究に関すること。						○
	社会教育団体の指導及び助成に関すること。						○
	地域づくりに関すること。						○
	地域づくり活動リーダーの養成に関すること。						○
	地域と学校の連携に関すること。		○				
	市民会館に関すること。	○					
	東山旧岸邸に関すること。	○					
東山青少年広場に関すること。	○						
印野の熔岩隧道丸尾苑に関すること。						○	
図書館に関すること。				○			
市史に関すること。						○	
その他社会教育に関すること。						○	
学校給食課	学校給食の調理に関すること。				○		
	児童及び生徒の栄養指導並びに栄養の調査研究に関すること。				○		
	献立作成及び調理指導に関すること。				○		
	給食物資の発注、検収及び保管に関すること。				○		
	衛生管理及び指導に関すること。				○		
	学校給食センターの管理に関すること。				○		
	学校給食センター運営委員会に関すること。				○		
	その他学校給食に関すること。				○		

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
監査委員事務局	監査委員に関すること。						○
	定期、臨時及びその他の監査に関すること。						○
	一般会計、特別会計及び公営企業会計の出納検査、決算審査並びに健全化審査に関すること。						○
	監査、検査及び審査の年間実施計画に関すること。						○
	監査等に関する基礎資料の収集整理に関すること。						○
	公印の保管に関すること。	○					
議会事務局	定例会及び臨時会に関すること。					○	
	常任委員会及び特別委員会に関すること。					○	
	全員協議会及び議会運営委員会に関すること。					○	
	議員提出議案、委員会提出議案、請願、陳情及び意見書等に関すること。					○	
	公聴会に関すること。					○	
	本会議の会議録の調整及び保管に関すること。					○	
	委員会及びその他の会議の記録に関すること。					○	
	議決及び決定事項の処理に関すること。					○	
	議会の広報に関すること。					○	
	傍聴に関すること。					○	
	議会備付け図書に関すること。					○	
	議案の調査に関すること。					○	
	市議会事務研究会に関すること。						○
	議長及び議会の交際に関すること。						○
	議員の身分、報酬及び費用弁償に関すること。						○
	議員の任免、服務及び給与に関すること。						○
	諸規定の制定及び改廃に関すること。						○
	議長会に関すること。						○
	市議会議員共済会に関すること。						○
	議員の福利厚生に関すること。						○
議場及び関係各室の管理に関すること。	○						
議会用自動車の管理に関すること。	○						

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
庶務課	議会定例会及び臨時会に関する事。						○
	議会議員懇談会に関する事。					○	
	議員提出議案、請願、陳情、意見書等に関する事。						○
	本会議の会議録の調整及び保管に関する事。						○
	議決及び決定事項の処理に関する事。						○
	議案の調査に関する事。						○
	議長及び議会の交際に関する事。						○
	議員の身分、報酬及び費用弁償に関する事。						○
	その他議会の庶務に関する事。						○
	御殿場市・小山町広域行政組合管理者及び組合の交際に関する事。						○
	総合計画に関する事。						○
	行政組織及び事務分掌に関する事。						○
	職員の定員管理に関する事。						○
	各種統計及び調査に関する事。						○
	御殿場市及び小山町との連絡調整に関する事。	○					
	消防本部との連絡調整に関する事。	○					
	公文書の公開及び個人情報の保護に関する事。						○
	行政不服審査会に関する事。						○
	文書の收受及び配布並びに管理に関する事。						○
	条例、規則、規程等の制定改廃に関する事。						○
	例規集の編集発行及び管理に関する事。						○
	公告式及び庁中令達に関する事。						○
	公印の保管に関する事。						○
	公平委員会に関する事。						○
	防災計画に関する事。						○
	監査委員に関する事。						○
	職員の任免、賞罰、服務及び身分に関する事。						○
	職員の給与に関する事。						○
	職員の採用に関する事。						○
	職員の分限処分及び懲戒処分に関する事。						○
	職員の研修に関する事。						○
	職員の福利厚生及び保健衛生に関する事。	○					
職員等の公務災害及び労働保険に関する事。						○	
市町村職員共済組合に関する事。						○	

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
	予算の編成及び執行の総括に関する事。						○
	組合債及び一時借入金に関する事。			○			
	補助金及び交付金に関する事。						○
	各種契約に関する事。						○
	組合有財産台帳に関する事。						○
	各種基金の管理運営に関する事。						○
	普通財産の管理取得及び処分に関する事。						○
	公債台帳の整理保管に関する事。						○
	決算の調整に関する事。						○
	指名業者の選定に関する事。						○
	物品の購入、修繕及び検査に関する事。						○
	備品台帳に関する事。						○
	組合有財産の保険及び共済に関する事。						○
	斎場の維持管理及び運営に関する事。	○					
	公用車の維持管理に関する事。	○					
	庁用自動車の事故に関する事。						○
職員団体に関する事。						○	
その他の庶務に関する事。						○	
施設課	ごみ再資源化施設の建設に関する事。						○
	各施設の維持管理に関する事。			○			
	旧清掃センター及び旧RDFセンターの跡地利用計画の調整に関する事。						○
	ごみの処理に関する事。		○				
	資源物の再資源化に関する事。				○		
	廃棄物の処理に係る手数料に関する事。				○		
	指定ごみ袋に関する事。				○		
焼却センターに関する事。				○			
衛生セン	し尿等の処理に関する事。	○					
	施設の維持管理に関する事。	○					
	最終処分場に関する事。		○				

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
管理課	組織及び企画に関すること。						○
	儀式及び表彰に関すること。						○
	条例、規則等の制定改廃に関すること。						○
	公印の保管に関すること。						○
	文書管理に関すること。						○
	公文書公開に関すること。						○
	公文書公開・個人情報保護審査会に関すること。						○
	職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。						○
	職員の公務災害補償及び賞じゅつ金に関すること。	○					
	職員の研修に関すること。						○
	職員の保健衛生及び安全管理に関すること。	○					
	職員の被服等貸与品の支給に関すること。						○
	消防職員委員会に関すること。						○
	予算に関すること。		○				
	備品台帳に関すること。						○
	庁舎等の維持管理に関すること。	○					
	他の課等との連絡に関すること。	○					
	関係機関との連絡調整に関すること。	○					
	消防統計に関すること。						○
他の課の所管に属さない事項に関すること。	○						
予防課	火災予防の対策、普及、指導及び査察に関すること。	○					
	火災の原因及び損害の調査並びに災証明に関すること。				○		
	消防用設備の検査及び指導に関すること。						○
	防火管理者に関すること。						○
	建築許可等の同意事務に関すること。						○
	危険物の規制に関すること。				○		
	県証紙の売りさばきに関すること。						○
	高圧ガス及び液化石油ガスの規制に関すること。						○
	火薬類の規制に関すること。						○
	予防統計に関すること。						○
	防火協力団体に関すること。						○
	広報に関すること。				○		
	消防クラブの育成及び指導に関すること。						○
その他予防業務に関すること。						○	

通常業務

★災害時応急対策業務

所属名	事 務 分 掌	目標着手時期					
		発災当日	翌日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
警防課	消防計画に関すること。	○					
	消防の地理及び水利に関すること。	○					
	水火災及び地震等の警戒防ぎよに関すること。	○					
	消防、救急及び救助技術の研究並びに訓練指導に関すること。						○
	消防機械器具の整備及び取り扱いに関すること。	○					
	消防相互応援に関すること。	○					
	救急医療機関との連絡調整に関すること。	○					
	消防団に関すること。	○					
	自主防災組織の消防指導に関すること。						○
	消防救助隊及び消防音楽隊に関すること。						○
	救急及び救助の計画並びに統計に関すること。						○
	その他警防業務に関すること。						○
通信指令課	消防通信に関すること。	○					
	通信施設等の整備、保守及び管理に関すること。	○					
	警報及び情報連絡に関すること。	○					
	気象観測及び気象情報に関すること。	○					
	その他通信指令業務に関すること。	○					
消防署	水火災及び地震等の警戒防ぎよに関すること。	○					
	救急及び救助に関すること。	○					
	危険区域等の警防計画に関すること。						○
	消防機械器具の整備、運用及び保管に関すること。	○					
	火災予防の指導及び査察の実施に関すること。						○
	消防対象物の調査及び立入検査に関すること。						○
	消防署関係届出等の処理に関すること。				○		
	煙火の消費に係る届出の受理及び許可に関する事務並びに立入検査に関すること。				○		
	火災の原因及び損害の調査に関すること。			○			
	消防の地理及び水利に関すること。	○					
	消防の教育及び訓練に関すること。						○
	消防救助隊及び消防音楽隊の訓練に関すること。					○	
	消防団及び自主防災組織との連携共助に関すること。	○					
	消防統計に関すること。						○
消防署員の服務及び教養に関すること。						○	
その他消防署に関すること。						○	